

## 埼玉環境年表

年	月	県 内	全 国
S26 (1951)	3	○「県立狭山自然公園」「県立奥武藏自然公園」「県立黒山自然公園」「県立長瀬自然公園」の指定	
S28 (1953)	4	○「県立長瀬自然公園」を「県立長瀬玉淀自然公園」に名称変更	
S29 (1954)	3	○「県立比企丘陵自然公園」「県立上武自然公園」の指定	
S31 (1956)	5		○熊本県で水俣病第1号患者発生
S32 (1957)	6 7	○「県立武甲自然公園」の指定	○自然公園法制定、国立公園法の廃止
S33 (1958)	4	○県立自然公園条例制定	
S35 (1960)	11	○「県立安行武南自然公園」の指定	
S36 (1961)	2 3	○県南部地域の地盤沈下の監視のため測定を開始	○四日市市でぜんそく患者多発
S37 (1962)	6	○公害防止条例制定	
S38 (1963)	7	○工業用水法の指定地域に川口市等6市が指定	
S39 (1964)	4 9	○衛生部公衆衛生課に公害係設置	○三島市、沼津市の住民、石油化学コンビナートの進出を阻止
S40 (1965)	5		○新潟県で新潟水俣病患者発生
S41 (1966)	4 9	○大宮市で製薬工場の排ガスにより松林枯れる	○新型車の排出ガス規制実施（CO濃度3%）
S42 (1967)	6 8 9		○新潟水俣病患者、昭和電工を相手に訴訟提起（4大公害訴訟の第1号） ○公害対策基本法制定 ○四日市のぜんそく患者、昭和四日市石油など関係6社を相手に訴訟提起

年	月	県内	全国
S42 (1967)	11	○鴻巣市でプロパン工場の悪臭により健康被害が発生	
S43 (1968)	3 6 9		○イタイイタイ病患者、三井金属鉱業を相手に訴訟提起 ○大気汚染防止法制定 ○騒音規制法制定 ○北九州市一帯にカネミライスオイル中毒患者が多発（PCB中毒）
S44 (1969)	5 6 7 9 10 12	○公害防止条例全部改正	○政府、初の公害白書を発表 ○水俣病患者、チッソを相手に訴訟提起 ○大気汚染防止法に基づく二酸化硫黄特別排出基準告示 ○厚生省がカドミウムによる環境汚染暫定対策要領を制定  ○大阪国際空港周辺住民、騒音問題で国を相手に訴訟提起 ○公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法公布
S45 (1970)	5 6 7 8 11 12	○大気汚染緊急時対策要綱制定（硫黄酸化物） ○県南地域に初めて光化学スモッグ発生 ○光化学スモッグ暫定対策要綱制定  ○東松山・本庄・坂戸地区でカドミウム判断尺度（玄米0.4ppm以上）を超える玄米を発見 ○公害審査会設置	○新宿・牛込柳町交差点付近住民に鉛中毒患者多発 ○公害紛争処理法制定 ○田子の浦港のヘドロ公害表面化  ○農林省、BHC・DDTの稻作への使用全面禁止 ○第64回国会（公害国会）において公害関係14法案が可決（公害防止事業費事業者負担法、水質汚濁防止法、人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、農用地の土壤汚染の防止等に関する法律、海洋汚染防止及び海上災害の防止に関する法律を制定。公害対策基本法、道路交通法、大気汚染防止法、騒音規制法、農薬取締法、下水道法、自然公園法、毒物及び劇物取締法を一部改正）
S46 (1971)	3 5 6	○土採取条例制定 ○各地域に公害苦情相談員設置 ○公害防止条例に地下水採取の規制を規定、届出制とし、19市町を規制地域に指定	○悪臭防止法制定 ○特定工場における公害防止組織の整備に関する法律制定 ○イタイイタイ病第1審判決、原告勝訴（富山地裁）

年	月	県内	全国
S46 (1971)	7 8 9 10 12	○地盤沈下西部台地への拡大を確認 ○製紙会社、住民の反対により秩父市進出断念 ○公害対策審議会及び水質審議会設置 ○大気汚染防止法及び水質汚濁防止法による国際基準より厳しい上乗せ条例を制定 ○自然保護条例制定 ○川口市、浦和市、大宮市の政令市指定（大気）	○環境庁発足  ○中央公害対策審議会発足 ○新潟水俣病判決、原告勝訴（新潟地裁）  ○水質汚濁に係る環境基準の告示
S47 (1972)	1 3 5 6 7 8 9 10 12	○公害防止条例を一部改正し、地下水採取を許可制にする ○大気汚染測定車運用開始 ○建築物用地下水の採取の規制に関する法律の指定地域に川口市等7市が指定される ○県公害センター完成 ○大気汚染緊急時対策要綱制定（硫黄酸化物、光化学スモッグ）  ○浦和市でサギの肝臓から高濃度（130ppm）のPCB検出  ○荒川水系流域公害防止計画の承認	○通産省による行政指導でPCBの生産及び使用の中止を指示 ○大気汚染防止法一部改正公布・施行（ディーゼル車黒煙の規制）  ○公害等調整委員会設置法制定 ○ストックホルムで第1回国連人間環境会議開催「人間環境宣言」 ○自然環境保全法制定 ○四日市公害第1審判決、原告勝訴（津地裁四日市支部） ○瀬戸内海に大量の赤潮発生、養殖ハマチ甚大な被害 ○イタイイタイ病控訴審判決、原告勝訴（名古屋高裁金沢支部）  ○環境庁が米国マスキーフ法と同様の自動車排出ガスの量の許容限度の設定方針を告示
S48 (1973)	1 3 4 5 6 7 8	○公害防止条例改正、地下水採取規制地域15市町追加 ○ゴルフ場等の造成事業に関する指導要綱制定 ○都市計画法による線引き凍結宣言 ○環境部の設置	○水俣病訴訟判決、原告勝訴（熊本地裁） ○緑の国勢調査開始 ○大気の汚染に係る環境基準について告示 ○第1回環境週間始まる（6月5日～11日）  ○福岡・大分両県住民が九州電力を相手取り「環境権」を掲げて豊前火力発電所建設差し止めを福岡地裁小倉支部に提訴

年	月	県内	全国
S48 (1973)	9	○自然環境保全審議会の設置 ○緑化対策総合推進要綱の制定	○都市緑地保全法制定
	10	○第1次県廃棄物処理基本計画の策定	○瀬戸内海環境保全臨時措置法制定 ○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律制定 ○公害健康被害の補償等に関する法律制定
	12	○埼玉地域公害防止計画(第1期)の承認(水質以外) ○光化学スモッグ注意報発令日数45日で全国一	○航空機騒音に係る環境基準告示
S49 (1974)	1	○廃棄物処理公社の設立 ○悪臭防止法に基づく規制地域の指定	
	2		○大阪空港訴訟1審判決により、夜10時から翌朝7時までの発着禁止
	3	○自然環境保全条例制定 ○土採取条例全面改正(届出制から認可制へ)	○国鉄を相手取り名古屋新幹線訴訟提起 ○国立公害研究所発足
	5	○川口市・浦和市・大宮市の政令市指定(水質)	
	6		○大気汚染防止法改正(総量規制の導入)
	7	○酸性降雨による被害届1,706人	○関東一円に酸性雨が降り、「目が痛い」との訴え相次ぐ
	9	○酸性降雨暫定対策要領制定 ○ディーゼル車に対する窒素酸化物規制(以後段階的に規制強化)	
	10	○川越市の和光純薬工業によるシアン流出事故(大久保浄水場取水停止)	
	11	○県内2か所の水田から0.4ppmを超えるカドミウム汚染玄米を発見	
	12		○岡山県倉敷市の三菱石油水島製油所から重油1万kLが流出、瀬戸内海を広く汚染
S50 (1975)	2		○水質汚濁に係る環境基準の一部改正(PCB追加)
	3	○自然環境保全地域の指定開始	
	4	○悪臭防止法に基づく規制地域指定(追加) ○入間川水質自動測定機稼働	
	7	○光化学スモッグ、史上最高の濃度0.26ppmと被害届出者14,032人を記録 ○所沢市で年間27.2cmの最大地盤沈下(S49)	○東京都江戸川区で環境基準の2,000倍にも達する六価クロム検出 ○新幹線鉄道騒音に係る環境基準について告示
	8	○六価クロム対策合同会議設置 ○工業用水法水源転換府省令公布(川口市の一部、蕨市、戸田市、鳩ヶ谷市)	
	11	○公共関与による廃棄物広域処理事業の実施(寄居町三ヶ山)を政策会議で決定	○大阪空港公害訴訟の控訴審判決で住民側全面勝利
	12		○中央公害対策審議会に環境影響評価制度について諮問

年	月	県内	全国
S51 (1976)	1 5 6 9 10 11 12	<ul style="list-style-type: none"> <li>○利根川にフェノール流出の群栄化学工業に対し、東京都・埼玉県・千葉県の3都県で総額1億4千万円余を請求</li> <li>○中央・川越・熊谷の各保健所に公害監視室を設置</li> <li>○川口市等県南7市が硫黄酸化物に係る総量規制対象地域に指定</li> <li>○日高町の山善大野製作所による重油流出（小畔川）大久保浄水場取水停止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○熊本地検がチッソ社長・水俣工場長を業務上過失致死傷で熊本地裁に起訴</li> <li>○振動規制法制定</li> <li>○第1回日本近海海洋汚染実態調査結果発表</li> <li>○経済協力開発機構（OECD）、日本の環境政策について報告</li> <li>○環境庁、長野県のビーナスライン美ヶ原線計画を承認</li> </ul>
S52 (1977)	2 3 4 6 7 10	<ul style="list-style-type: none"> <li>○入間市のタムラ化研で塩化第二鉄流出（狭山市取水停止）</li> <li>○光化学スモッグ注意報発令（全国で初めて3月中に）</li> <li>○春日部保健所に公害監視室設置</li> <li>○市野川水質自動測定機稼働</li> <li>○大宮市のし尿たれ流し事件発覚（芝川汚濁）</li> <li>○県緑化推進協議会設置要綱制定</li> <li>○県民植樹週間制定</li> <li>○振動規制法に基づく規制地域指定</li> <li>○環境影響評価制度検討会議設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○環境庁が大阪空港へのエアバス乗り入れに条件付き同意</li> </ul>
S53 (1978)	1 2 3 4 6 7 10 12	<ul style="list-style-type: none"> <li>○工業用水法水源転換府省令公布（川口市の一部・草加市・八潮市の一部）</li> <li>○川口市等県南7市に硫黄酸化物に係る総量規制を適用</li> <li>○埼玉地域公害防止計画（第2期）の承認（水質と水質以外のものを統合）</li> <li>○「県立両神自然公園」の指定</li> <li>○県緑化推奨樹種の制定</li> <li>○ふるさと歩道の整備開始</li> <li>○三郷市付近一帯で激しい地盤沈下（原因は東京都三郷浄水場の建設）</li> <li>○知事、NO<sub>2</sub>の環境基準の緩和について遺憾の意表明</li> <li>○公害防止条例全部改正</li> <li>○窒素酸化物対策委員会発足</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○水俣病患者が国の抜本策を要求し環境庁で座込み</li> <li>○瀬戸内海環境保全特別措置法成立</li> <li>○政府、水俣病患者への補償金でチッソへテコ入れ決定</li> <li>○水質汚濁防止法改正による総量規制導入</li> <li>○環境庁がNO<sub>2</sub>の環境基準の大幅緩和を告示</li> </ul>
S54 (1979)	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ふるさと埼玉の緑を守る条例制定</li> <li>○両神国民休養地計画が承認・整備開始</li> </ul>	

年	月	県内	全国
S54 (1979)	3	○緑の問題プロジェクトチームが緑の総合対策について報告書策定 ○河川浄化モデル地域育成事業実施要綱等の制定	○中央公害対策審議会が環境影響評価の速やかな法制化を答申
	4	○美の山公園開園 ○環境情報システム（水質）開発に着手 ○騒音規制法及び県公害防止条例に基づく騒音規制地域指定・規制基準設定	
	5	○国に対し緑の政策に関する提言 ○セメント工場の石炭転換開始	
	6	○緑の審議会の設置	○環境政策の後退に危機感をもつ学者や市民が東京で日本環境会議を開催
	7	○第1回六都県市首脳会議で廃棄物処理問題協議 ○工業用水法地域指定拡大（川口市の一部・浦和市の一部・与野市）	
	8	○地盤沈下県北東部に拡大、鷺宮町で最高12.5cm沈下（S53）	
	9	○緑の協定実施要綱制定	
	10	○公害防止条例改正で地下水採取規制地域20市町村追加 ○緑の推進員設置要綱制定	○滋賀県議会が琵琶湖富栄養化防止条例を可決し合成洗剤追放へ
	11		
	12		
S55 (1980)	2	○合成洗剤対策の基本方針を定め、県有施設の有りん合成洗剤の使用転換決定	
	3	○化学的酸素要求量に係る総量削減計画策定 ○三ヶ山廃棄物埋立処分場基本構想の策定 ○ふるさとの緑の景観地等指定開始	
	4	○合成洗剤についての県民意識調査結果を公表	○貴重な野生動物の国際取引を規制するワシントン条約の批准承認
	5	○化学的酸素要求量に係る総量規制基準設定	○環境影響評価法政府案の国会提出を断念
	6		○環境庁が空き缶問題検討会を設置
	7		○環境庁が中央公害対策審議会に「今後の交通公害対策のあり方」について諮問
	9	○環境保全連絡協議会設立	
	10	○新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型あてはめ	○ラムサール条約（特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約）加入
	11		○関東地方知事会内に空き缶等問題研究会設置
	12	○環境影響評価技術審議会の設置	○大阪で第1回快適環境シンポジウム開催
	13		
S56 (1981)	1	○荒川（熊谷市）に不法投棄廃棄物によるシアン流出（大久保浄水場取水停止）	○絶滅寸前の佐渡のトキ5羽すべてを捕獲、餌付け開始

年	月	県内	全国
S56 (1981)	2	○環境影響評価に関する指導要綱の告示 ○県の快適な環境づくり推進委員会、埼玉の街の快適な環境を創造するためのプロジェクトチーム発足	
	3	○「県立西秩父自然公園」指定	○環境影響評価法案を国会に提出
	4	○環境審査室設置	
	5	○環境影響評価技術指針を制定公表 ○荒川シアン流出に関連した廃棄物処理業者を行政処分（営業停止1年6か月）	
	6	○セメント工場の石炭転換終了 ○秩父市内に民間の産業廃棄物大規模最終処分場を許可（79万m <sup>3</sup> ）	○NOxに係る総量規制制度の導入並びに東京都特別区等、横浜市及び大阪市等の3地域について総量規制地域指定
	7	○水質総量規制の全面実施 ○工業用水法水源転換府省令公布（八潮市の一部） ○地盤沈下対策調査専門委員会の発足	
	8	○環境影響評価に関する指導要綱第1号案件（日本硝子株）手続開始	
	9	○三ヶ山廃棄物埋立処分場地質調査反対住民に阻止される	
	10	○綾瀬川浄化対策懇談会開催	
	11	○快適な環境づくり埼玉県民憲章を制定	
	12	○深夜営業騒音に係る条例改正（公害防止資金貸付制度適用）	
S57 (1982)	3	○庄和町で産業廃棄物を不法処理した業者を行政処分（許可取消）	○首都圏自然歩道整備計画策定
	4	○廃棄物行政を環境部へ移管（環境整備課発足、4保健所公害監視室に廃棄物監視課新設） ○県民休養地（嵐山・飯能）の整備開始	
	5	○環境管理計画検討開始、環境情報システム（大気）開発に着手 ○快適な環境づくり運動強調期間の設定及び県民総ぐるみ運動の展開	○国連環境計画管理理事会特別会合開催（於ナイロビ） ○1都9県「ゴミゼロの日」統一美化キャンペーン実施
	6	○東北新幹線営業開始、騒音振動測定結果発表、国鉄等へ要望 ○窒素酸化物(NOx)による大気汚染の予測結果発表	
	7	○東京湾富栄養化対策指導指針施行	
	9	○三ヶ山廃棄物埋立処分場地質調査実施	
	10		○1都9県空き缶等問題訪米調査実施 ○ローマクラブ東京大会開催され、各国の経済人や科学者が参加し、21世紀の環境問題等について意見交換

年	月	県 内	全 国
S57 (1982)	11	○上越新幹線営業開始、騒音振動測定結果発表、国鉄等へ要望 ○産業廃棄物行政推進会議設置 ○県中期計画で快適環境づくり施策を重要課題として総合的に推進することとする	
	12	○航空機騒音に係る環境基準の類型当てはめ	○湖沼の窒素及びりんに係る環境基準の設定
S58 (1983)	2	○首都圏自然歩道の整備開始	
	3	○三ヶ山廃棄物埋立処分場基本設計完成 ○埼玉地域公害防止計画（第3期）承認 ○窒素酸化物対策委員会が報告書提出	
	4	○環境審査室を環境審査課に名称変更 ○加須市内で廃棄物を不法処理した業者行政処分（許可取消） ○生活排水の水質浄化対策指針施行	○中央公害対策審議会が「今後の交通公害対策のあり方」について物流・土地利用の面から答申
	5	○緑のトラストづくりを進めるシンポジウム開催	○浄化槽法公布
	8		○環境庁が全国主要15都市を対象に実施した地下水汚染実態調査結果を公表
	10		○ナショナルトラストを進める会第1回全国大会開催
	11	○公害対策審議会「窒素酸化物対策基本方針」答申	○ごみ焼却場からダイオキシン・水銀が検出される
	12	○湖沼水質調査結果を公表	○関東知事会が空き缶デポジット方式見送り
	3	○本庄市・日高町で地下水から有機塩素系化学物質検出	
	4	○川口市で六価クロム垂れ流しの2工場を水質汚濁防止法違反で摘発 ○川越市・所沢市の政令市指定（大気）	○全国的に家庭から排出される乾電池の水銀が問題となる
S59 (1984)	7	○6年ぶりに光化学スモッグ警報を発令	○環境庁が生物指標による河川水質調査の統一基準発表
	8	○（財）さいたま緑のトラスト協会発足	○湖沼水質保全特別措置法成立
	9		○環境庁がトリクロロエチレン等の排出に係る暫定指針を設定
	10	○第2次廃棄物処理基本計画策定	○環境影響評価実施要綱を閣議決定 ○'84世界湖沼環境会議（於大津市）で「琵琶湖宣言」採択
	2	○廃棄物広域処分場建設対策本部設置	
	3	○アルミはく回収業者を公害防止条例違反で初起訴 ○全国初の「身近な緑の現況調査」実施 ○さいたま緑の長期総合計画を策定	○環境庁「名水百選」発表
	4	○さいたま緑のトラスト基金設置	
S60 (1985)	5	○県と寄居町、三ヶ山廃棄物埋立処分場に係る公害防止協定を締結	
	8	○河川浄化対策推進委員会設置	

年	月	県内	全国
S60 (1985)	10 12	○浄化槽保守点検業者登録条例制定 ○小規模事業所排水指導指針を施行	○環境庁、S59年度の全国大気汚染調査発表、大気汚染は大都市で依然深刻
S61 (1986)	1	○三ヶ山廃棄物埋立処分場の建設工事を開始	○環境庁が先端産業の影響をテーマにした環境保全ビジョン・シンポジウムを開催
	4	○ミヤコタナゴが滑川町でも生息確認される	○名古屋新幹線訴訟の和解成立
	5		○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律改正される（難分解、低濃縮性物質に対する規制の追加）
	6	○環境庁・県・所沢市主催で初の環境大学開催	○環境白書で先端技術産業の環境汚染の心配を指摘
	7	○地下水採取規制地域に北川辺町追加	○米国で初の電波の環境基準まとまる
	8	○デポジット実施 6 地域の相互乗り入れ開始	○環境庁の生物モニタリング調査でクロルデンとTBTOが魚介類を汚染していることが判明
	9	○入間市の不老川で地域住民による家庭でできる浄化対策実験始まる	○環境庁が大気汚染地域指定全面解除の方針を決定
	10	○川口市の公害資源研究所跡地の水銀汚染が明らかになる	○環境・通産・厚生・労働の4省庁によるIC工場共同調査はじまる ○中央公害対策審議会水質部会が水質総量規制の強化を答申
	11	○環境庁・県主催の第1回環境管理シンポジウム開催（於浦和市）	○環境庁「環境保全長期構想」を発表
	12		
	1		○和歌山県の「財天神崎の自然を大切にする会」が全国初の自然環境保全法人に認定
	2	○国連環境特別委員会で嵐山町の「オオムラサキの森づくり」を発表	○国連環境特別委員会が「持続的開発」を呼びかけた東京宣言を採択
	3		○茨城県筑波の工業団地に進出する企業と県との間でハイテク公害防止のための協定を締結
	4	○環境管理事務所設置（中央、西部、秩父、北部、東部） ○トリクロロエチレン等の排出に係る暫定指導指針に基づく指導方針制定	○環境庁が「新幹線鉄道振動指針達成状況調査」発表
	5	○化学的酸素要求量に係る総量削減計画（第2次）策定 ○化学的酸素要求量に係る総量規制基準設定	
	6	○両神国民休養地開園	○絶滅のおそれのある野生動植物の譲渡の規制等に関する法律成立
	9	○大気中におけるアスベスト濃度調査結果公表	○公害健康被害補償法改正
	12		○環境庁が「トリクロロエチレン等の排出状況及び地下水等の汚染状況について」を発表

年	月	県内	全国
S63 (1988)	3 4 5 6 7 8 12	○埼玉地域公害防止計画（第4期）の承認 ○ディーゼル機器狭山工場によるシアン流出事故（大久保浄水場取水停止） ○炭化水素類対策指導指針施行 ○ゴルフ場農薬安全使用指導要綱制定	○環境庁が「窒素酸化物低減のための大都市自動車交通対策等計画」を発表 ○公害健康被害の補償等に関する法律改正 ○特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律公布・施行 ○地球的規模の環境問題に関する懇談会報告書公表 ○全国星空継続観察開始 ○環境庁がテレビ・ラジオを通じた二酸化窒素予報事業を実施 ○ウィーン条約に加入
H24 H元 (1989)	1 2 3 5 6 9	○環境整備センター（三ヶ山廃棄物埋立処分場）一部供用開始 ○環境管理指針策定 ○全国野鳥保護のつどいを開催 ○メタノール自動車導入	○オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書日本国について発効 ○水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令公布（有害物質としてのトリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンを追加） ○地球環境保全に関する関係閣僚会議を設置 ○六都県市首脳会議首都圏環境宣言を発表 ○大気汚染防止法改正（特定粉じん（石綿）排出規制） ○水質汚濁防止法の一部改正（有害物質の地下浸透防止）
H2 (1990)	1 3 4 5 6 7 9 10	○地球環境を考える県民のつどいを開催 ○環境保全基金を設置 ○低公害車買換資金融資制度を設置 ○ゴルフ場使用農薬に関する指導方針を策定 ○第1回地球環境保全庁内推進会議を開催	○環境庁がゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針について通知 ○水質汚濁防止法等の一部を改正する法律公布（生活排水対策に関する規定の整備） ○スパイクタイヤ粉じん発生防止法制定 ○環境庁に地球環境部を設置 ○国立公害研究所が国立環境研究所となる ○地球環境保全に関する関係閣僚会議「地球温暖化防止行動計画」を決定

年	月	県内	全国
H3 (1991)	2	○地球環境モニタリング調査開始 ○電気自動車を導入	
	3	○第3次廃棄物処理基本計画策定 ○化学的酸素要求量に係る総量削減計画（第3次）策定 ○自動車交通公害防止基本計画策定	○公害防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律公布（法律の有効期限の10年延長）
	4	○地球環境保全推進室を設置 ○環境影響評価に関する指導要綱の改正を告示	○再生資源の利用の促進に関する法律公布
	6	○環境影響評価技術指針を改正	
	7	○地下水採取規制地域に坂戸市・鶴ヶ島市を追加	○環境庁がゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁防止に係る暫定指導指針の一部改正について通知
	8	○「埼玉県における地球環境保全への取組方針」策定 ○不老川流域を生活排水対策重点地域に指定	○土壤の汚染に係る環境基準について告示
	9	○六都県市共同の環境問題シンポジウムを開催	
	10		○廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律公布
	11	○冬季自動車交通量対策を実施（11月から3か月） ○県の蝶「ミドリシジミ」、県の魚「ムサシトミヨ」の指定	○六都県市共同の冬季自動車交通量対策を実施 ○関東平野北部地盤沈下防止等対策要綱を策定
	12	○水質汚濁防止法の規定に基づく排水基準を定める上乗せ条例の改正	
H4 (1992)	2	○トラスト保全1号地 （見沼田園周辺斜面林）取得	
	3	○自動車交通公害防止実施計画を策定	
	5	○山西省友好記念館「神怡館」開設	○七都県市首脳会議で「地球環境保全首都圏アピール」を採択
	6		○環境と開発に関する国連会議（地球サミット）開催（於：ブラジル）
	7	○自然学習センター開設 ○北本自然観察公園供用開始（0.5ha） ○元小山川流域を生活排水対策重点地域に指定	○自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法公布 ○絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律公布
	11	○地球の環境を守る埼玉県民憲章を制定	○モントリオール議定書第4回締約国会合開催、特定フロン等の1996年全廃前倒し、代替フロン等の規制物質への追加等の採択
	12		○特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律公布

年	月	県内	全国
H5 (1993)	2 3 4 5 6 8 11 12	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地球の環境を守る県民運動指針としてさいたま地球環境シアターを策定</li> <li>○埼玉地域公害防止計画（第5期）の承認</li> <li>○県北東部地域地盤沈下防止対策基本方針を策定</li> <li>○さいたま環境創造基金を設置</li> <li>○化学物質環境安全管理指針を策定</li> <li>○自動車排出窒素酸化物総量削減計画を策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自動車排出窒素酸化物の総量の削減に関する基本方針を告示</li> <li>○水質汚濁に係る環境基準の一部を改正する件告示</li> <li>○日本が生物の多様性に関する条約を締結</li> <li>○ラムサール条約締約国会議を開催（於釧路市）</li> <li>○水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令公布（海域のN（窒素）・P（リン）規制）</li> <li>○環境基本法公布</li> <li>○自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法に基づく車種規制を施行</li> <li>○水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令の公布（13有害物質の追加）</li> <li>○バーゼル条約（有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関する条約）日本において発効</li> </ul>
H6 (1994)	3 5 6 7 8 9 12	<ul style="list-style-type: none"> <li>○中川上流域を生活排水対策重点地域に指定</li> <li>○公害防止条例施行規則の改正（13有害物質の追加）</li> <li>○「緑豊かな埼玉をめざして」を策定</li> <li>○埼玉県長瀬総合射撃場の開設</li> <li>○エコアジア'94開催</li> <li>○狭山丘陵いきものふれあいの里センターの開設</li> <li>○環境審議会を設置</li> <li>○県立安行武南自然公園の区域変更</li> <li>○環境基本条例制定</li> <li>○環境影響評価条例制定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○環境庁が公共用水域等における農薬の水質評価指針を設定</li> <li>○水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律公布</li> <li>○特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法公布</li> <li>○環境基本計画閣議決定</li> </ul>
H7 (1995)	3 6 7 10 12	<ul style="list-style-type: none"> <li>○トラスト保全2号地（狭山丘陵・雑魚入樹林地）取得</li> <li>○さいたま緑の森博物館開設</li> <li>○第3回気候変動に関する世界自治体サミット（埼玉サミット）開催</li> <li>○北本自然観察公園供用区域の拡大（0.5→1.25ha）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律公布</li> <li>○生物多様性国家戦略策定</li> </ul>

年	月	県内	全国
H8 (1996)	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>○環境基本計画策定</li> <li>○「さいたまレッドデータブック（動物編）」刊行</li> <li>○彩の国さいたま環境推進協議会発足</li> <li>○地球温暖化対策地域推進計画策定</li> <li>○環境と共生する土地利用指針策定</li> <li>○第4次埼玉県廃棄物処理基本計画策定</li> <li>○環境影響評価条例第1号案件（セツツ）手続開始</li> </ul>	○七都県市低公害車指定制度の発足
	5		○大気汚染防止法の一部を改正する法律公布
	6		○水質汚濁防止法の一部を改正する法律公布（汚染された地下水の浄化措置命令、油に係る事故時の措置）
	7	○化学的酸素要求量に係る総量削減計画（第4次）策定	
	11	○気候変動・都市アジアキャンペーンワークショップ開催	
	12	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第1期埼玉県分別収集促進計画策定</li> <li>○北本自然観察公園供用区域の拡大（1.25→9.63ha）</li> </ul>	
H9 (1997)	1		○ナホトカ号原油流出事故
	2		○ベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンによる大気の汚染に係る環境基準環境庁告示
	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>○こどもエコクラブ全国フェスティバル開催（川口市）</li> <li>○HOTな地域を救うホットな行動プラン—彩の国ローカルアジェンダ21—策定</li> <li>○三富地域のダイオキシン類環境調査結果を公表</li> <li>○彩の国ごみゼロプラン—埼玉県ごみ減量推進計画—策定</li> <li>○廃棄物焼却炉のはい煙排出抑制に関する指導指針策定</li> </ul>	○地下水の水質の汚濁に係る環境基準告示
	4	○環境生活部の設置、緑政課の設置	
	6	○ダイオキシン類削減対策検討委員会の設置	○環境影響評価法公布
	8	○彩の国こどもエコクラブ交流会開催	○大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令公布
	9	○彩の国環境大学開講	
		○環境配慮方針策定	
	10	○トラスト保全3号地（武藏嵐山渓谷周辺樹林地）取得	
	11		○第4回気候変動に関する世界自治体サミット（名古屋サミット）開催
	12		○気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3、京都会議）開催、京都議定書採択

年	月	県 内	全 国
H9 (1997)	12		○ハイブリッド自動車（乗用車）発売
H10 (1998)	3 4 5 6 7 10 12	○「さいたまレッドデータブック（植物編）」刊行 ○フロン回収・処理推進協議会設立 ○埼玉地域公害防止計画（第6期）の承認 ○彩の国湿地・湧水地保全基本計画策定 ○地球温暖化ワークショップの開催 ○自動車交通公害防止実施計画策定 ○エネルギー・ビジョン策定 ○埼玉ゼロエミッション行動計画策定 ○ダイオキシン対策室の設置 ○生活排水処理総合基本構想策定 ○あらかわビジターセンター開設 ○彩の国環境保全を実行する県民運動開始 ○環境影響評価条例の改正 ○公害防止条例の改正 ○ダイオキシン対策県民懇話会の設置	○環境庁、環境ホルモン戦略計画SPEED'98発表 ○地球温暖化対策推進大綱決定 ○特定家庭用機器再商品化法公布 ○地球温暖化対策の推進に関する法律公布
H11 (1999)	2 3 7 10 12	○県がISO14001認証取得 ○所沢産野菜ダイオキシン問題がおきる ○彩の国豊かな自然環境づくり計画策定 ○埼玉県ごみ処理広域化計画策定 ○第2期埼玉県分別収集促進計画策定 ○第8回ごみ減量化推進全国大会開催 ○環境影響評価技術指針告示 ○さいたま環境賞創設	○水質汚濁に係る環境基準の一部を改正する件告示、地下水の水質汚濁に係る環境基準の一部を改正する件告示 ○ダイオキシン対策基本指針決定 ○ダイオキシン類対策特別措置法公布 ○特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律公布 ○中央環境審議会が「これから環境教育・環境学習－持続可能な社会をめざして－」答申 ○特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令の一部を改正する政令の公布（ダイオキシン類関係施設の追加）

年	月	県 内	全 国
H11 (1999)	12		○この頃、有明海ノリ不作問題
H12 (2000)	2	○埼玉県立高等学校防災拠点施設の太陽光発電および給湯施設が第4回21世紀型新エネルギー機器等表彰（通称新エネ大賞）導入事例の部で通商産業大臣賞受賞 ○トラスト保全4号地（飯能河原周辺河岸緑地）取得	
	3	○希少野生動植物の種の保護に関する条例制定	
	4	○環境防災部の設置	
	5	○環境科学国際センター開設 ○彩の国青空再生戦略の発表	○建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律公布 ○国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律公布 ○循環型社会形成推進基本法公布・施行
	6		○豊島不法投棄問題調停成立 ○食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律公布 ○廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律の一部を改正する法律公布（マニフェスト見直し、野焼き禁止等） ○浄化槽法の一部を改正する法律公布 ○資源の有効な利用の促進に関する法律公布 ○「秩父多摩国立公園」が「秩父多摩甲斐国立公園」に名称変更
	8		
	9	○ダイオキシン類削減推進行動計画策定 ○二酸化硫黄の大気高濃度汚染時における暫定対応方針策定	
	10	○赤平川流域を生活排水対策重点地域に指定 ○ごみの散乱防止に関する条例制定	
	12	○希少野生動植物の種の保護に関する条例に基づく県内希少野生動植物種17種を指定	○第2次環境基本計画閣議決定
H13 (2001)	1	○トラスト保全7号地（小川原家屋敷林）取得	○環境省設置
	2	○彩の国さいたま環境学習実践指針策定 ○彩の国さいたまダイオキシン類削減推進委員会の設置 ○県における内分泌かく乱化学物質問題に関する取組方針策定 ○県における県有施設・樹木の消毒等に関する取組方針策定 ○県縁の骨格づくり計画策定	

年	月	県内	全国
H13 (2001)	3	○地球温暖化対策実行計画～オフィス・事務所に関する埼玉県環境配慮方針策定 ○環境基本計画（第2次）の策定	
	4	○越谷市の政令市指定（大気）	
	5	○さいたま市の政令市指定（大気・水質）	
	6	○彩の国青空再生戦略21を策定	○自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律公布 ○特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律公布 ○水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令公布（3有害物質追加） ○ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法公布 ○浄化槽法の一部を改正する法律公布
	7	○生活環境保全条例制定 ○酸性雨等対策実施要領制定 ○彩の国資源循環工場基本構想策定－公共関与による総合リサイクル施設の整備－	
	8	○公害防止条例施行規則の改正（3有害物質の追加）	
	10	○戦略的環境アセスメント基本構想策定 ○第5次埼玉県廃棄物処理基本計画策定	
	11		○水質汚濁防止法施行令及び瀬戸内海環境保全特別措置法施行令の一部を改正する政令の公布（水質総量規制に窒素及びりんを追加） ○ダイオキシン類対策特別措置法施行令の一部を改正する政令の公布（3特定施設追加）
	12	○水質汚濁防止法の規定に基づき、排水基準を定める条例を改正 ○希少野生動植物の種の保護に関する条例に基づく県内希少野生動植物種5種を追加指定 ○生活環境保全条例施行規則公布	
H14 (2002)	2	○荒川上流域を生活排水対策重点地域に指定 ○県がISO14001認証を更新	
	3	○トラスト保全5号地（山崎山の雑木林）取得 ○「改訂・埼玉県レッドデータブック2002動物編」刊行 ○グリーン調達推進方針策定	○新・生物多様性国家戦略策定

年	月	県内	全国
H14 (2002)	3	○戦略的環境影響評価実施要綱制定 ○環境配慮方針～公共事業関連～改訂	
	4	○ごみの散乱防止に関する基本方針策定 ○さいたま市に保健所設置	
	5		○土壤汚染対策法公布
	6		○京都議定書批准
	7	○化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画（第5次）策定 ○第3期埼玉県分別収集促進計画の策定	○ダイオキシン類対策特別措置法施行令の一部を改正する政令の公布（4特定施設の追加） ○ダイオキシン類対策特別措置法に基づく底質環境基準告示 ○鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の公布（全部改正） ○使用済自動車の再資源化等に関する法律の公布（全部改正）
	10	○戦略的環境アセスメント第1号案件（地下鉄7号線延伸計画）手続開始 ○土砂の排出、たい積等の規制に関する条例制定	
	11	○産業廃棄物対策に係る市町村職員の県職員併任制度の導入	
	12	○槻川・都幾川上流域を生活排水対策重点地域に指定	○自然再生推進法の公布
H15 (2003)	3	○くぬぎ山自然再生計画検討委員会から提言 ○東京電力株埼玉支店との間に「廃棄物不法投棄の情報提供に関する協定」を締結 ○彩の国ふるさとの川再生基本プラン策定 ○生活環境保全条例の一部を改正する条例の公布・施行	
	4	○生活環境保全条例の一部を改正する条例の公布 ○さいたま市政令指定都市指定 ○川越市中核市指定	
	6		
	7	○北本自然観察公園供用区域の拡大（9.63→21.7ha） ○自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画策定	○特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法公布・施行 ○環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律公布
	9	○トラスト保全6号地（加治丘陵・唐沢流域樹林地）取得	
	10	○生活環境保全条例に基づくディーゼル車の排出ガス規制開始	
H16 (2004)	2		○都市緑地法閣議決定（都市緑地保全法名称改正等）
	3	○地球温暖化対策地域推進計画（第2次）策定 ○資源循環戦略21策定	
	5		○大気汚染防止法の一部を改正する法律公布（揮発性有機化合物（VOC）の排出規制）

年	月	県 内	全 国
H16 (2004)	6	○県ダイオキシン類削減推進行動計画に定めた2つの目標の達成を確認 ○彩の国さいたまダイオキシン類削減推進委員会の終了	○特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律公布
	8	○埼玉県生活排水処理施設整備構想策定 ○水質汚濁防止法の規定に基づき、排水基準を定める条例を改正	
	11	○くぬぎ山地区自然再生協議会設立	
H17 (2005)	2		○京都議定書発効 ○石綿障害予防規則公布
	3	○ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例（ふるさと埼玉の緑を守る条例を改正する条例）制定 ○戦略的環境影響評価実施要綱改正 ○「改訂・埼玉県レッドデータブック2005植物編」刊行 ○埼玉県環境学習実践指針の策定	
	4	○環境部の設置 ○埼玉県地球温暖化防止活動推進センターを指定	
	5		○浄化槽法の一部を改正する法律公布
	7	○第4期埼玉県分別収集促進計画の策定	○政府の「アスベスト問題への当面の対応」公表
	8	○石綿対策推進本部設置 ○石綿（アスベスト）対策に関する緊急要望実施	○ダイオキシン類対策特別措置法施行令の一部を改正する政令の公布（3特定施設の追加）
	9	○21年ぶりに光化学スモッグ警報を発令 ○「石綿（アスベスト）問題に係る埼玉県の当面の対策」公表	
	11		○PCB廃棄物処理（東京事業）開始
	12		○大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令公布（特定粉じん排出等作業の面積要件等撤廃）
H18 (2006)	2	○「埼玉県の石綿対策（平成18年度）」公表	○石綿による健康被害の救済に関する法律公布
	3	○第6次埼玉県廃棄物処理基本計画策定 ○広域緑地計画策定 ○北本自然観察公園供用区域の拡大（21.7→25.2ha）	○石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律公布（特定粉じん排出等作業の規制対象に工作物を追加他）
	4	○公の施設（自然学習センターほか5施設）に指定管理者制度を導入 ○生活環境保全条例に基づくディーゼル車の排出ガス二段階目規制を開始	○気候変動政策に関する日米共同ワークショップ開催  ○第3次環境基本計画閣議決定

年	月	県内	全国
H18 (2006)	6 10	○彩の国資源循環工場竣工式 ○エコアジア2006開催（於さいたま市） ○悪臭防止法に基づく臭気指数規制の導入	○特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律公布（行程管理制度等の導入）
H19 (2007)	1 3 4 6 7 8 9 11	○トラスト保全8号地（高尾宮岡の景観地）取得 ○環境基本計画（第3次）策定 ○北本自然観察公園供用区域の拡大（25.2→26.7ha） ○アライグマ防除実施計画（第1次計画期間）策定 ○第2次埼玉県地球温暖化対策実行計画策定 ○化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画（第6次）策定 ○第5期埼玉県分別収集促進計画策定 ○16日、熊谷市・岐阜県多治見市で国内最高気温を74年ぶりに更新（40.9℃） ○環境基本計画における大気環境分野の実行プランを策定 ○川の国埼玉川の再生基本方針策定 ○埼玉県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画策定	○エコツーリズム推進法公布 ○第3次生物多様性国家戦略策定
H20 (2008)	3 4 6 7 9 11	○第2次埼玉県ごみ処理広域化計画策定 ○生物多様性保全県戦略策定 ○「埼玉県レッドデータブック2008動物編」刊行 ○トラスト保全9号地（堀兼・上赤坂の森）取得 ○あらかわビジターセンター廃止 ○県立自然公園条例施行規則の改正により、県立自然公園普通地域における工作物の色彩規制開始 ○彩の国みどりの基金設置 ○みどりと川の再生推進本部設置  ○「マイバッグ持参運動とレジ袋削減運動の取組に関する協定」の締結 ○特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部改正に伴い、生活環境保全条例により指定する特定化学物質の変更並びに同条例による化学物質の適正管理及び有害大気汚染物質規制の対象業種に医療業を追加	○京都議定書第一約束期間開始  ○生物多様性基本法公布 ○環境省「平成の名水百選」発表 ○地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律公布 ○第34回主要国首脳会議（洞爺湖サミット）開催  ○特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令の公布（指定化学物質の変更、対象業種に医療業を追加）

年	月	県内	全国
H20 (2008)	12	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則の公布(県が独自に指定する特定化学物質の変更)</li> <li>○水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定の告示</li> <li>○トラスト保全10号地（浮野の里）取得</li> </ul>	
H21 (2009)	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「トップ温暖化・埼玉ナビゲーション2050（埼玉県地球温暖化対策実行計画）」策定</li> </ul>	
	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地球温暖化対策推進条例制定</li> <li>○石綿の除去工事に係る事前周知と相互理解の促進に関する指針策定</li> <li>○まちのエコ・オアシス保全地（菩提樹池周辺緑地、谷田の泉）取得</li> </ul>	
	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地球温暖化対策推進条例に基づく自動車地球温暖化対策実施方針制度開始</li> <li>○熊谷市の政令市指定（水質、土壤）</li> <li>○アライグマ防除実施計画（第2次計画期間）策定</li> </ul>	○土壤汚染対策法の一部を改正する法律公布
	6	<ul style="list-style-type: none"> <li>○埼玉県長瀬総合射撃場がナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点施設に指定</li> </ul>	
	9		○微小粒子状物質（PM2.5）による大気汚染に係る環境基準の告示
	10	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地球温暖化対策推進条例に基づく建築物環境配慮制度開始</li> </ul>	
	11	<ul style="list-style-type: none"> <li>○トラスト保全11号地（黒浜沼）取得</li> </ul>	○水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件告示、地下水の水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件告示
H22 (2010)	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>○用途地域の指定がされていない区域における開発行為に係る騒音の規制基準を別に定める場合の取扱方針策定</li> <li>○まちのエコ・オアシス保全地（ムサシトミヨ生息地周辺緑地）取得</li> </ul>	○生物多様性国家戦略2010策定
	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地球温暖化対策推進条例に基づく自動車地球温暖化対策計画制度開始</li> <li>○地球温暖化対策推進条例に基づく地球温暖化対策計画制度開始</li> </ul>	
	5		○大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律公布（ばい煙又は排出水の測定結果の虚偽記録に対する罰則の創設等）
	8	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第6期埼玉県分別収集促進計画策定</li> </ul>	○廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律公布（排出事業者による適正な処理を確保するための対策の強化等）
	12	<ul style="list-style-type: none"> <li>○埼玉県が経済産業省の進めるEV・PHVタウンとして選定</li> <li>○埼玉県生活排水処理施設推進委員会設置（埼玉県河川浄化対策推進委員会廃止）</li> </ul>	○第2期EV・PHVタウンとして10自治体を追加選定

年	月	県内	全国
H23 (2011)	2 3 4 6 8 10 12	<ul style="list-style-type: none"> <li>○北本自然観察公園供用区域の拡大 (26.7→27.1ha)</li> <li>○埼玉県生活排水処理施設整備構想改定</li> <li>○埼玉県EV・PHVタウン推進アクションプラン策定</li> <li>○生活環境保全条例の一部を改正する条例の公布 (ばい煙又は排出水の測定結果の虚偽記録に対する罰則の創設等)</li> <li>○第7次埼玉県廃棄物処理基本計画策定</li> <li>○まちのエコ・オアシス保全地（彦兵衛下小笠原遺跡ふるさとの森、金崎斜面林保全緑地）取得</li> <li>○ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例の一部を改正する条例の公布</li> <li>○「ストップ温暖化・埼玉県率先実行プラン 埼玉県地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」策定</li> <li>○目標設定型排出量取引制度導入</li> <li>○アライグマ防除実施計画（第3次計画期間）策定</li> <li>○彩の国資源循環工場第2期事業起工式</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○東北地方太平洋沖地震発生</li> <li>○福島第一原子力発電所事故発生</li> </ul>
H24 (2012)	2 3 4 5	<ul style="list-style-type: none"> <li>○化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画（第7次）策定</li> <li>○埼玉県公害防止計画（第9期）を策定</li> <li>○「埼玉県レッドデータブック2011植物編」刊行</li> <li>○利根川流域の浄水場で塩素消毒に伴いホルムアルデヒドが水質基準を超過して検出されたため取水停止（ヘキサメチレンテトラミンの流出）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○環境影響評価法の一部を改正する法律公布</li> <li>○水質汚濁防止法の一部を改正する法律の公布(地下水汚染の未然防止措置)</li> <li>○環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律公布</li> <li>○平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境汚染への対処に関する特別措置法公布</li> <li>○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法公布</li> <li>○東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法公布</li> </ul>

年	月	県 内	全 国
H24 (2012)	5	○生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則の公布（工場等の排水の排出基準における有害物質の追加等） ○埼玉エコタウンプロジェクトモデル市に本庄市、東松山市を、イニシアティブプロジェクトに秩父市、坂戸市、寄居町を選定、推進協定を締結 ○環境基本計画（第4次）策定 ○埼玉県広域緑地計画を改定	
	7		
	8		○水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件告示 ○使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律公布
	9		○原子力規制委員会設置 ○生物多様性国家戦略2012－2020策定
	10		○埼玉県等の要望によりヘキサメチレンテトラミンを指定物質とする水質汚濁防止法施行規則の改正
	12	○トラスト保全12号地（原市の森）取得	
H25 (2013)	2		○環境省の「微小粒子状物質（PM2.5）に関する専門家会合」が注意喚起に係る暫定的な指針を策定
	3	○埼玉県環境影響評価条例の一部を改正する条例及び同条約施行規則の一部を改正する規則の公布 ○微小粒子状物質（PM2.5）に係る注意喚起要綱策定（朝8時の予測を開始）	
	4	○長瀬総合射撃場がクレー射撃場を廃止し、名称を「埼玉県長瀬射撃場」に変更	
	5	○自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画策定	○地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律公布
	6	○埼玉県次世代自動車充電インフラ整備ビジョン策定	○放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律に関する法律公布（大気汚染防止法、水質汚濁防止法及び環境影響評価法の放射性物質に係る適用除外の削除と常時監視を規定） ○特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律公布（製造から廃棄まで全体を見据えた包括的対策の導入） ○大気汚染防止法の一部を改正する法律公布（特定粉じん排出等作業届出義務者の変更、立入検査対象の拡大等）
	8	○第7期埼玉県分別収集促進計画策定	
	11	○微小粒子状物質（PM2.5）に係る注意喚起要綱改正（正午の予測を追加）	
	12	○生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則の公布（県が独自に指定する特定化学物質の変更）	

年	月	県 内	全 国
H26 (2014)	3	○微小粒子状物質(PM2.5)に係る注意喚起要綱改正(午後5時の予測を追加) ○埼玉県シラコバト保護計画の策定	
	4		○第4次エネルギー基本計画閣議決定 ○水循環基本法公布 ○雨水の利用の推進に関する法律公布 ○鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律公布
	5		
	6	○微小粒子状物質(PM2.5)の注意喚起を実施(県内初、県北部地域)	
	7		
	11	○トラスト保全13号地(無線山・KDDIの森)取得	○兵庫県尼崎市で全国初の商用水素ステーションが開所
	12		○トヨタが燃料電池自動車「MIRAI」を販売開始
H27 (2015)	2	○さいたま市見沼区で県内初の商用水素ステーションが開所	
	3	○埼玉県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画改正(計画期間及び処分先の変更等) ○石綿の除去工事に係る事前周知と相互理解の促進に関する指針改正(緊急時の対応を追加) ○埼玉エコタウンプロジェクトの新たなモデル市町村を公募 ○特定化学物質管理指針改正(災害時対策を追加) ○「ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション2050(埼玉県地球温暖化対策実行計画)」改訂 ○「第2期ストップ温暖化・埼玉県率先実行プラン 埼玉県地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」策定	
	4	○微小粒子状物質(PM2.5)に係る注意喚起要綱改正(解除の規定を追加等) ○埼玉エコタウンプロジェクトのミニエコタウン推進事業協働事業者を公募 ○越谷市中核市指定	
	5		
	6	○埼玉エコタウンプロジェクトモデル市に所沢市、草加市を選定、協定を締結 ○埼玉エコタウンプロジェクトミニエコタウン推進事業協働事業者にハウスメーカー4社を選定、協定を締結 ○県公用車としてトヨタ「MIRAI」を購入	○自然公園法施行規則の一部を改正する省令公布(国立公園の特別地域内における太陽光発電施設の設置に関する許可基準の新設等) ○水銀による環境の汚染の防止に関する法律公布 ○大気汚染防止法の一部を改正する法律公布(水銀排出施設、要排出抑制施設の規制を新設)
	8	○微小粒子状物質(PM2.5)大気移動測定車の導入(電気自動車、成分分析可能)	

年	月	県 内	全 国
H27 (2015)	10 11 12	○埼玉県環境影響評価条例の一部を改正する条例公布	○気候変動の影響への適応計画閣議決定 ○気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）開催、パリ協定を採択
H28 (2016)	3 4 5 6 8 10 11	○第8次埼玉県廃棄物処理基本計画策定 ○県公用車としてホンダ「クラリティ フューエルセル」を導入 ○県立自然公園条例施行規則を一部改正する規則の公布（太陽光発電施設の新築等に関する許可の審査基準の追加等） ○県庁敷地内に県庁スマート水素ステーションを開設 ○第一種フロン類引取等業者認定制度（フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則第49条の認定）を開始  ○埼玉エコタウンプロジェクトミニエコタウン推進事業協働事業者に新たなハウスメーカー4社を追加選定、協定を締結 ○第8期埼玉県分別収集促進計画策定 ○埼玉県生活排水処理施設整備構想改定 ○埼玉県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画改正（処分期間の設定及び行政権限の強化等）	○地球温暖化対策計画閣議決定 ○地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律公布 ○ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律公布  ○パリ協定発効
H29 (2017)	3 5 6 7	○環境基本計画（第4次）見直し ○埼玉県災害廃棄物処理指針策定 ○第2次埼玉県広域緑地計画の策定 ○トラスト保全14号地（藤久保の平地林）取得 ○県内河川のBOD環境基準達成率100%を測定開始以来初めて達成（H28年度）  ○建築物等の解体等工事における石綿飛散防止対策に係るリスクコミュニケーションに関する指針を策定（石綿の除去工事に係る事前周知と相互理解の促進に関する指針を廃止） ○化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画（第8次）策定	○都市緑地法等の一部を改正する法律公布 ○土壤汚染対策法の一部を改正する法律公布 ○廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律公布

年	月	県 内	全 国
H29 (2017)	8 12		○水銀に関する水俣条約の発効 ○「水素基本戦略」の策定
H30 (2018)	2 3 4 6 7 11 12	○埼玉県生物多様性保全戦略策定 ○「埼玉県レッドデータブック動物編 2018（第4版）」刊行 ○山西省友好記念館「神怡館」廃止 ○川口市中核市指定  ○環境科学国際センターに地域気候変動適応センターを設置	○第5次環境基本計画閣議決定 ○気候変動適応法公布 ○第5次エネルギー基本計画閣議決定 ○気候変動適応計画閣議決定
H31 (2019)	3	○県内の微小粒子状物質（PM2.5）大気環境基準達成率100%を測定開始以来初めて達成（H30年度）	
R元 (2019)	5 6 8	○埼玉県長瀬射撃場のナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点施設指定終了  ○第9期埼玉県分別収集促進計画策定	○食品ロスの削減の推進に関する法律公布  ○パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略閣議決定 ○フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の一部を改正する法律公布（建物解体現場への都道府県の立入権限付与、建物解体時の事前確認書保存義務など） ○浄化槽法の一部を改正する法律公布 ○環境影響法施行令の一部を改正する政令公布（対象事業に太陽電池発電所の設置事業を追加）
R2 (2020)	3 6 7 10	○埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）（区域施策編）策定  ○環境科学国際センター20周年 展示館「彩かんかん」リニューアルオープン	○大気汚染防止法の一部を改正する法律公布（全ての石綿含有建材へ規制対象を拡大、石綿含有建材の有無に関わらず調査結果の都道府県への報告義務付けなど）  ○カーボンニュートラル宣言を表明
R3 (2021)	3	○埼玉版スーパー・シティプロジェクトの基本的な考え方（骨格）策定 ○第9次埼玉県廃棄物処理基本計画（埼玉県食品ロス削減推進計画）策定 ○第3期埼玉県地球温暖化対策実行計画（事務事業編）策定	

年	月	県 内	全 国
R3 (2021)	6 7 10	○埼玉版スーパー・シティプロジェクトへの市町村のエントリーの受付を開始	○地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律公布 ○プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律公布  ○特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令の公布（指定化学物質の変更等） ○第6次エネルギー基本計画閣議決定 ○地球温暖化対策計画閣議決定
R4 (2022)	3 4 8 10	○第5次埼玉県環境基本計画の策定 ○第3次埼玉県広域緑地計画の策定 ○特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部改正に伴い、生活環境保全条例により指定する特定化学物質の変更 ○第3期埼玉県地球温暖化対策実行計画（事務事業編）改正 ○生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則の公布（県が独自に指定する特定化学物質の変更） ○アライグマ防除実施計画（第4次計画期間）策定 ○環境科学国際センターに生物多様性センターを設置 ○第10期埼玉県分別収集促進計画策定 ○化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画（第9次）策定	
R5 (2023)	3 11	○埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）（区域施策編）改正 ○カーボンニュートラル宣言を表明 ○北本自然観察公園供用区域の拡大（27.1→27.3ha）	○生物多様性国家戦略2023-2030閣議決定
R6 (2024)	3 5	○埼玉県生物多様性保全戦略（2024（令和6）～2031（令和13）年度）策定	○第6次環境基本計画閣議決定 ○資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律公布